

高所作業車

業務内容	区分	資格種類	該当機械
高所作業車運転業務	作業床高さ10m以上	技能講習	スカイマスター スーパーデッキ 道路橋梁点検車 テーブルリフト ブームリフト など
	作業床高さ2m以上10m未満	特別教育	

車両系建設機械

業務内容	区分	資格種類	該当機械
車両系建設機械(整地・ 運搬・積込み及び掘削用) 運転業務	機体質量3t以上	技能講習	掘削機 ブルドーザー タイヤショベル モーターグレーダ など
	機体質量3t未満	特別教育	
車両系建設機械(解体用) 運転業務	機体質量3t以上	技能講習	ブレーカー付掘削機 など
	機体質量3t未満	特別教育	
車両系建設機械(基礎工事用) 運転業務	機体質量3t以上	技能講習	パイプロ付掘削機 穴掘建柱車(穴掘・建 柱・抜柱)※1 など
	機体質量3t未満	特別教育	
車両系建設機械(縦固め用) 運転業務	重量無制限	特別教育	ローラー全機種

※1 穴掘建柱車の機体質量は架装部(機体質量3t未満)となります。また、穴掘建柱車の運転業務(荷役)はクレーン等を参照ください。

車両系荷役運搬機械

業務内容	区分	資格種類	該当機械
不整地運搬車運転業務	最大積載量1t以上	技能講習	キャリアダンプ など
	最大積載量1t未満	特別教育	
フォークリフト運転業務	最大積載量1t以上	技能講習	フォークリフト
	最大積載量1t未満	特別教育	

車両系林業機械

業務内容	区分	資格種類	該当機械
木材伐出業務	抜木等機械	特別教育	ハーベスタ・フェラパンチャ・プロセッサ・木材グラップル・グラップル
	走行集材機械	特別教育	フォワーダ・スキッド・集材者・集材用トラクタ
	架線集材機械	特別教育	集材ウインチ・タワーヤード・スイングヤード
木材集材業務	簡易架線集材装置	特別教育	集材ウインチ・タワーヤード・スイングヤード

その他

業務内容	資格種類	該当機械
巻上げ機の運転業務	特別教育	ベビーウインチ など
アーク溶接業務	特別教育	ウェルダ―・抵抗機 など
研削といしの取替業務・試運転業務	特別教育	ディスクグラインダ― など
チェンソー取扱業務	特別教育	チェンソー など

運転免許

免許区分図

旧免許制度						新免許制度 (H29.3.12~)					
免許区分	車両総重量	最大積載量	乗車定員			免許区分	車両総重量	最大積載量	乗車定員		
			10人以下	29人以下	30人以上				10人以下	29人以下	30人以上
			普通	中型	大型				普通	中型	大型
大型免許 21歳以上 免許経歴 3年以上	11t 以上	6.5t 以上	大型			大型免許 21歳以上 免許経歴 3年以上	11t 以上	6.5t 以上	大型		
中型免許 20歳以上 免許経歴 2年以上	11t 未満	6.5t 未満	中型			中型免許 20歳以上 免許経歴 2年以上	11t 未満	6.5t 未満	中型		
中型 8t限定	8t 未満	5t 未満	中型 8t限定			中型 8t限定	8t 未満	5t 未満	中型 8t限定		
普通 18歳 以上	5t 未満	3t 未満	普通			準中型 18歳以上	7.5t 未満	4.5t 未満	準中型		
						準中型 5t限定	5t 未満	3t 未満	準中型 5t限定		
						普通 18歳以上	3.5t 未満	2t 未満	普通		

図の緑色の部分が新設される準中型免許の区分です。

- ・ 普通免許で車両総重量 5t 未満まで運転可 (旧免許制度) から
- ・ 普通免許で車両総重量 3.5t 未満まで運転可 (新免許制度) に

平成29年3月12日 改正となりました。

クレーン等

免許・資格種類 クレーンの種類 (業務内容)	クレーン・デリック					移動式クレーン				デリック		玉掛け		建設用 リフト
	クレーン・デリック 運転士 免許	クレーン 限定	床上運転式 クレーン 限定	床上操作式クレーン 運転技能講習	クレーンの運転の 業務特別教育	移動式クレーン 運転士免許	小型移動式クレーン 運転技能講習	移動式クレーンの 運転の業務特別教育	クレーン・デリック の運転士免許※4	デリックの運転 の業務特別教育	玉掛け技能講習	玉掛け業務の 特別教育	建設用リフトの 業務特別教育	
														クレーン 限定
クレーン (無線操作 式含む)	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	
床上運転式 クレーン※1	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	
床上運転式 クレーン※2	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	
跨(こ)線 テルハ	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	
クレーン	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	
移動式 クレーン ※5	0.5t 以上	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	1t 以上 5t未満	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	
	0.5t 以上 1t未満	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	
デリック	5t未満	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	
	0.5t 以上 0.5t 未満	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	
玉掛け業務	以 上	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	
	1t未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	250kg 以上 ※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1: 床上運転式クレーン: 床上で運転し、運転者がクレーンの走行とともに移動するクレーンです。

※2: 床上操作式クレーン: 床上で運転し、かつ、運転者がつり荷の移動とともに移動するクレーンです。

※3: 積載荷重250kg以上で昇降路高さ10m以上の建設用リフトの運転。

※4: 改正前のデリック運転士免許はそのまま(旧)デリック運転士免許となります。

※5: 移動式クレーン: 穴掘建柱車運転業務(荷役)は移動式クレーン(1t以上5t未満)、
小型移動式クレーン運転技能講習もしくは、移動式クレーン運転免許が必要です。

労働安全衛生法関連法令の改正により2006年4月1日からクレーン運転士とデリック運転士が統合され、『クレーン・デリック運転士免許』となります。

改正前の免許 (旧)	改正前の免許 (新)
クレーン運転士免許とデリック運転士免許	クレーン・デリック運転士免許 (※限定なし)
クレーン運転士免許	クレーン・デリック運転士免許「クレーン限定」
クレーン運転士免許 (床上運転式限定)	クレーン・デリック運転士免許「床上運転式クレーン限定」